

国費の受入手続の不備について

令和 5 年度水産庁所管補助金の受入手続において、事務処理の不備により国費を県会計に受入できない事案が発生したため、報告します。

1 対象の国費

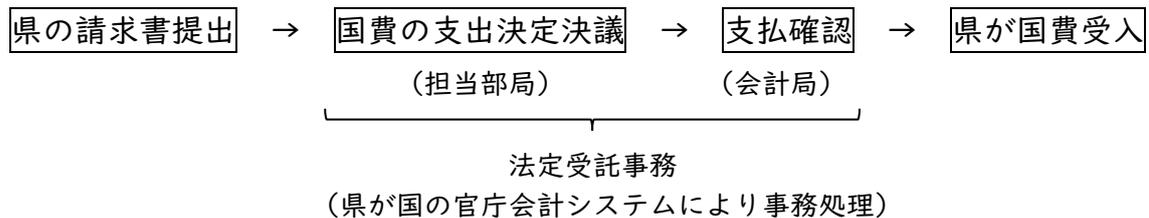
(単位：千円)

事業名	収入未済額	内 訳	
		前年度繰越	令和 5 年度
水産物供給基盤機能保全事業	423,250	209,950	213,300
漁港施設機能強化事業	3,000	0	3,000
漁村総合整備事業	16,500	0	16,500
水産基盤整備調査費補助	15,000	0	15,000
地方創生港整備推進交付金	804	642	162
合 計	458,554	210,592	247,962

2 経 緯

- ・ 4 月 3 0 日に水産庁から、県が報告していた支出見込額と国の官庁会計システムの支払済額に差があるとの連絡を受け、官庁会計システムで事務処理（国費の支出決定決議書の入力）を期限までに行っていなかったことが判明した。
- ・ 直ちに水産庁および北陸財務局に国費を受け入れる方策について相談したが、国費の支払期限（4 月 3 0 日）経過後の事務処理は不可能とされた。
- ・ その後も水産庁と協議してきたが、5 月 3 1 日（県の出納閉鎖）に令和 5 年度の歳入処理とならないことが確定した。

<国費受入事務の流れ>



3 今後の対応

(1) 国費の受入に向けた取組み

水産庁との協議を継続する。

(2) 再発防止に向けた取組み

今回の事案は、会計処理の進捗を管理するチェックシートの不備（入力期限が不記載）や、官庁会計システム入力にかかる監督体制が不十分だったこと、などが要因であり、チェックシートによる国費事務の管理強化、官庁会計システムの管理体制の確立、国費の早期受入処理の徹底、国費事務の組織的な管理監督体制の強化等による再発防止策を講じる。